

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和 7 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）
の内示について

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）については、「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 1 日医政発 0401 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うこととしている。

本事業の第 1 次内示の配分額については、「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和 7 年 2 月 21 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の結果等を踏まえ、経営状況が厳しい医療機関において入院医療の提供を継続していただくための支援として、別紙のとおり内示することとした。

本事業の第 1 次内示の配分額の算定方法、都道府県から医療機関への給付金の支給方法等は、下記のとおりである。

本事業に係る交付決定については、4 月末以降を予定しているため、各都道府県において、交付申請の準備ができ次第、順次、医政局医療経理室宛に申請書類を提出願いたい。

なお、本事業のほか、地域医療構想の実現を図るための病床数適正化については、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）を積極的に活用されたい。

1. 本事業の第1次内示の配分額の算定方法

本事業の第1次内示の配分額の算定方法については、以下の(1)から(3)までとした上で、各都道府県に100床以上を配分している。なお、配分額の内示に当たっては、削減した病床1床につき4,104千円とする。

- (1) 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関又は令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関
- (2) 給付額（4,104千円×給付対象とする病床数）の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安とする
- (3) 1医療機関あたりの給付は50床を上限

※ 次期内示以降の配分額の算定方法については、変更があり得る。

2. 都道府県から医療機関への給付金の支給方法

各都道府県におかれては、地域の医療提供体制の維持を図る観点から、1の算定方法を踏まえ、医療機関の選定の上、医療機関に給付金を支給すること。支給に当たっては、1床当たり4,104千円を下回らないようにすること。

また、経常赤字であって既に病床削減を行っている医療機関については、経営に支障を来すおそれがあり、緊急の支援を要するため、当該医療機関に対して速やかに給付金の支給をお願いしたい。

3. その他

現在、事業計画（活用意向調査）については、約5万床を超える計画が提出されているところであり、本事業の第1次内示の配分額の内示に当たっては、提出されている事業計画（活用意向調査）を元に、予算の範囲内で内示を行うものである。本事業に係る次期内示については、医療施設等経営強化緊急支援事業の他の事業で生じた残余を活用して6月中旬目処に行うことを検討している。

なお、今回各都道府県から給付金が支給された医療機関であっても、事業計画に基づく減少病床数に達していない場合には、6月中旬目途に行う次期内示において、再度、支給の対象となり得る。

(単位：千円)

	第 1 次内示額
神奈川県	1,686,744

医企第 1139 号
令和 7 年 5 月 9 日

公益社団法人	神奈川県医師会	会長	}	殿
公益社団法人	神奈川県病院協会	会長		
一般社団法人	神奈川県精神科病院協会	会長		

神奈川県健康医療局保健医療部長
(公 印 省 略)

「病床数適正化支援事業」に関する内々示等について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、先般、国から都道府県に対して 1 次内示がありました。

本県の内示額は、「令和 4 年度から 3 年連続経常赤字の医療機関」から回答があった削減見込病床数（411 床）に一床当たりの給付額（4,104 千円）を掛け合わせた額（約 17 億円）となっています。

今般、国の算定方法に基づき、給付対象となり得る医療機関に対する内々示及び要件該当性等を確認する調査を実施するとともに、今回の 1 次内示結果では対象とならない医療機関に対して通知を行いましたので、お知らせします。

問合せ先

一般・療養病床に係る給付金に関すること
医療企画課企画グループ

045-285-0734（直通）

精神病床に係る給付金に関すること

がん・疾病対策課精神医療グループ

045-210-4727（直通）



医 企 第 1139 号
令和 7 年 5 月 9 日

県 内 各 病 院 管 理 者 } 殿
県内各有床診療所 管理者 }

神奈川県健康医療局保健医療部長
(公 印 省 略)

「病床数適正化支援事業」に関する内々示及び調査の実施について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、先般、国から都道府県に対して 1 次内示がありました。

本県の内示額は、「令和 4 年度から 3 年連続経常赤字の医療機関」から回答があった削減見込病床数（411 床）に一床当たりの給付額（4,104 千円）を掛け合わせた額（約 17 億円）となっています。

国の算定方法に基づき、貴医療機関は、今回の 1 次内示の給付予定対象医療機関となり得ますが、削減病床数、要件該当性等を改めて確認するため、調査を実施しますので、5 月 16 日までに必ず御回答いただきますようお願いいたします。

また、給付の申請スケジュール等につきましては、追って御案内いたします。

なお、調査の結果、要件等に該当しない医療機関であることを確認できた場合には給付の対象外となるほか、虚偽の報告等を行った場合、給付金の返還が必要となる場合等がございますので、各医療機関にありましては、慎重に確認作業を実施していただきますようお願いいたします。

問合せ先

一般・療養病床に係る給付金に関すること
医療企画課企画グループ

iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp

精神病床に係る給付金に関すること

がん・疾病対策課精神医療グループ

hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

<基本情報>

※ 前回意向調査と変更がなければ、その際の回答を記載してください。

- 1 医療機関名：
医療機関コード：
- 2 設置主体：
- 3 所在地：
二次医療圏：
- 4 回答担当者
所属：
氏名：
連絡先（電話番号、電子メールアドレス）：

<要件該当性>

- 1 神奈川県内に所在する病院又は有床診療所で、令和6（2024）年12月17日から令和7（2025）年9月30日まで（※）に、対象病床（一般・療養・精神）の削減を行う医療機関であること
☐はい ☐いいえ
- 2 令和7年9月30日時点において廃院している医療機関でないこと
（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む）
☐はい ☐いいえ
- 3 令和7年9月30日時点において事業譲渡等している医療機関でないこと
（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む）
☐はい ☐いいえ
- 4 一般会計の繰入等がない医療機関であること
☐はい ☐いいえ
- 5 令和4年度から3年連続経常赤字である医療機関であること
☐はい ☐いいえ

<対象病床該当性>

- 1 削減予定病床は、一般・療養・精神病床であること（結核・感染症は対象外）。
☐はい ☐いいえ
- 2 次に該当する病床ではないこと
 - ① 産科部門の病床（MFICU 等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU 等を含む。産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩施設や小児医療の提供に支障を来さない病床は除く。）
☐該当なし ☐該当あり
 - ② 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合又は地域医療連携推進法人内の医療機関間で病床を融通した場合、その融通した病床

- ☐該当なし ☐該当あり
- ③ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床
☐該当なし ☐該当あり
- ④ 病床種別を変更した場合、その変更した病床
☐該当なし ☐該当あり
- ⑤ 医療法第 30 条の 4 第 10 項から第 12 項までの規定及び国家戦略と区別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床
☐該当なし ☐該当あり
- ⑥ 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の規定に該当し、医療法第 7 条第 3 項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床
☐該当なし ☐該当あり
- ⑦ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床
- ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
☐該当なし ☐該当あり
- イ 放射線治療病室の病床
☐該当なし ☐該当あり
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
☐該当なし ☐該当あり
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）
☐該当なし ☐該当あり
- ⑧ 介護医療院又は老健施設等に転換した場合、その削減した病床数
☐該当なし ☐該当あり
- ⑨ 病床削減により有床診療所から無床診療所になる場合、その減少した病床数
☐該当なし ☐該当あり

<削減病床数>

※ 今回の内示では、1 医療機関当たり 50 床を上限とされています。
その範囲で回答してください。

※ 前回の意向調査で回答した病床数の範囲内で回答してください。

1 削減前許可病床数

一般： 療養： 精神：

2 削減病床数

一般： 療養： 精神：

3 削減後許可病床数

一般： 療養： 精神：

4 削減病床数のうち、稼働病床数

一般： 療養： 精神：

5 削減病床の病床機能

※ 削減病床が一般及び療養病床の場合、「高度急性期」「急性期」「回復期」
「慢性期」「休棟中」のいずれかを回答してください。

6 削減予定日

年 月 日

<その他>

次に該当する場合は、給付金全額の返還が必要である。

① 給付を受けた日から令和 17（2035）年 9 月 30 日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合

② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと知事が認める場合

☐ 理解しました。



医 企 第 1139 号
令和 7 年 5 月 9 日

県 内 各 病 院 管 理 者 } 殿
県内各有床診療所 管理者 }

神奈川県健康医療局保健医療部長
(公 印 省 略)

「病床数適正化支援事業」の 1 次内示結果について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、先般、国から都道府県に対して 1 次内示がありました。

本県の内示額は、「令和 4 年度から 3 年連続経常赤字の医療機関」から回答があった削減見込病床数（411 床）に一床当たりの給付額（4,104 千円）を掛け合わせた額（約 17 億円）となっています。

国の算定方法に基づくと、貴医療機関は、今回の 1 次内示の給付対象とはならないことをお知らせします。このため、本年 2 月に実施した標記事業に関する意向調査で御回答いただいた病床の削減を行う必要はありません。

なお、今回の 1 次内示では、国は 6 月中旬頃を目途に、予算の残余を活用した 2 次内示の可能性を示唆しております。2 次内示が実施された場合の対応については、追って御案内いたします。

問合せ先

一般・療養病床に係る給付金に関すること
医療企画課企画グループ

iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp

精神病床に係る給付金に関すること

がん・疾病対策課精神医療グループ

hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp